

総務常任委員会日程表

令和7年9月11日

1 付託案件審査

決 算

【総務部】

・認定第10号 令和6年度加古川市財産区特別会計歳入歳出決算

冊子番号1 P. 65～77
冊子番号3 P. 290～325
冊子番号4 P. 327～352

・認定第1号 令和6年度加古川市一般会計歳入歳出決算のことのうち
本委員会付託部分

冊子番号1 P. 5～15

【消防本部】

歳 出

9款 消防費

冊子番号
3 P. 170～175
4 P. 237～241

歳 入

15款 使用料及び手数料のうち所管部分
16款 国庫支出金のうち所管部分
18款 財産収入のうち所管部分
22款 諸収入のうち所管部分
23款 市債のうち所管部分

冊子番号
3 P. 18～21, 26, 27, 42, 43, 46～57, 60, 61
4 P. 22, 25, 29, 42, 45, 46, 48, 50～55, 57, 58, 61

【秘書室・税務部・会計室・議会事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局・監査事務局】

歳 出

1款 議会費

冊子番号
3 P. 64, 65
4 P. 63, 64

2款 総務費

1項 総務管理費
目 1 一般管理費のうち関係部分
目 5 会計管理費
目 11 公平委員会費

冊子番号
3 P. 64, 65, 68～73, 76, 77
4 P. 66, 67, 73, 81

2項 徴税費

冊子番号
3 P. 88～91
4 P. 100～102

4項 選挙費
6項 監査委員会費

冊子番号
3 P. 92～97
4 P. 105～109, 111

歳入

- 1 款 市税
- 2 款 地方譲与税
- 3 款 利子割交付金
- 4 款 配当割交付金
- 5 款 株式等譲渡所得割交付金
- 6 款 法人事業税交付金
- 7 款 地方消費税交付金
- 8 款 ゴルフ場利用税交付金
- 10 款 環境性能割交付金
- 11 款 地方特例交付金
- 14 款 分担金及び負担金のうち所管部分
- 15 款 使用料及び手数料のうち所管部分
- 17 款 県支出金のうち所管部分
- 22 款 諸収入のうち所管部分

冊子番号

- 3 P. 6～19, 38, 39, 44, 45, 48～51, 56, 57
- 4 P. 4～10, 15, 20, 40, 44, 46, 52, 54, 59

【防災安全部・企画部・総務部】

歳出

- 2 款 総務費のうち所管部分
 - 1 項 総務管理費
 - 目 1 一般管理費のうち関係部分

冊子番号

- 3 P. 64～69
- 4 P. 65～68

- 目 2 人事管理費
- 目 3 文書管理費
- 目 4 広報広聴費
- 目 6 財産管理費のうち所管部分
※公共施設維持補修事業を除く

- 3 P. 68～73
- 4 P. 69～77

- 目 7 企画費のうち所管部分
※加古川駅周辺賑わい創出事業、
かわまちづくり推進事業を除く

- 3 P. 72～75
- 4 P. 78～80

- 目 9 交通安全対策費
- 目 14 電子計算費

- 3 P. 74～77
- 4 P. 81～83

- 目 22 生活対策費
- 目 29 防災対策費
- 目 90 諸費

- 3 P. 78～83, 86～89, 94～97
- 4 P. 88, 89, 97～99, 110

- 5 項 統計調査費

- 12 款 公債費
- 14 款 予備費

- 3 P. 202～205
- 4 P. 279

歳入

- 1 2 款 地方交付税
- 1 5 款 使用料及び手数料のうち所管部分
- 1 6 款 国庫支出金のうち所管部分
- 1 7 款 県支出金のうち所管部分
- 1 8 款 財産収入のうち所管部分
- 1 9 款 寄附金のうち所管部分
- 2 0 款 繰入金のうち所管部分
- 2 1 款 繰越金
- 2 2 款 諸収入のうち所管部分
- 2 3 款 市債のうち所管部分

冊子番号

- 3 P. 12～15, 22, 23, 28～31, 38～59, 62, 63
- 4 P. 9, 11, 26, 33, 34, 40～43, 46, 47, 49～58, 60, 62

【市民協働部】

歳出

2 款 総務費のうち所管部分

1 項 総務管理費

- 目 7 企画費のうち所管部分
※かわまちづくり推進事業
- 目 1 6 福祉コミュニティ費
- 目 1 7 市民センター費

冊子番号

- 3 P. 74～79
- 4 P. 78, 79, 84～87

目 2 3 自治振興費

目 2 5 文化振興費

3 P. 82, 83

4 P. 90, 91

目 2 6 国際交流費

目 2 7 ウェルネス費

目 2 8 男女共同参画推進費

3 P. 82～87

4 P. 92～96

3 項 戸籍住民基本台帳費

3 P. 90～93 4 P. 103, 104

3 款 民生費のうち所管部分

1 項 社会福祉費

目 8 人権施策推進費

3 P. 102～105

4 P. 115～117

4 款 衛生費のうち所管部分

1 項 保健衛生費

目 5 斎場管理費

3 P. 130, 131

4 P. 166

歳入

- 1 5 款 使用料及び手数料のうち所管部分
- 1 6 款 国庫支出金のうち所管部分
- 1 7 款 県支出金のうち所管部分
- 1 8 款 財産収入のうち所管部分
- 1 9 款 寄附金のうち所管部分
- 2 2 款 諸収入のうち所管部分
- 2 3 款 市債のうち所管部分

冊子番号

3

P. 14～19, 22, 23, 26, 27, 30, 31
38～49, 52～59, 62, 63

4

P. 11, 12, 15～21, 26, 31, 34, 40, 41
43, 45～49, 51～53, 56～58,
60, 62

- ・認定第1号のうち、本委員会付託部分のまとめ（討論及び採決）